

別紙

岩石採取計画認可申請書作成要領

岩石採取計画認可申請書及び変更認可申請に当たっては、北秋田市岩石採取計画認可事務取扱要綱に定める様式第1号又は様式第3号に所定の事項を記載するものとする。

1 申請書の記載

- (1) 用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。
- (2) ×印の項は記載しないこと。
- (3) それぞれを記載事項について記載欄が不足したときは、適宜欄を追加し、又は別紙とし漏れなく記載すること。
- (4) 「岩石採取場の区域」については、岩石採取場の所在地(地番まで表示すること。)、面積及び他法令の規制を受ける場合はその法令名を記載すること。
- (5) 「採取をする岩石の種類及び数量」については、
 - ① 採取をする岩石の種類ごとに数量及びこれらを合計した数量をそれぞれトン単位で記載すること。
 - ② 土石量は、認可期間中の採取量とする。
 - ③ 岩石量=(土石量-表廃土石量)×比重(「採取する岩石の用途」の数量と整合を図ること。)
- (6) 「採取の期間」については、北秋田市岩石採取計画認可事務取扱要綱第7条及び第8条の規定による期間内とし、他法令による許認可等の期間、土地の賃貸借契約等の契約期間と整合していること。なお、採掘終了後の跡地整理に要する期間も含めた期間とすること。
- (7) 「岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」については、それぞれ以下の事項に注意し記載すること。
 - ① 採掘方法について、露天掘り、坑内採掘の別、露天掘りの場合には、該当欄に○印をし、その他に該当するときは、カッコ内にその方法を記載すること。
 - ② 火薬類について、火薬使用の有無、火薬使用の場合には、その種別及び年間使用の予定量を記載し、発破規格図を添付すること。
 - ③ 採取の概要について、階段幅、高さ、勾配の最大値及び最小値を記載すること。
 - ④ 沈殿池について、沈殿池の有無を記載し、設置する場合には集水区域を精査の上、降雨強度は原則として50年確率を用いて設計すること。
 - ⑤ 採採用機械について、用途別に記載することとし、能力が異なる場合はそれぞれ別段にし、記載すること。
 - ⑥ 破碎・選別を行う場合に、機械の名称、能力、台数及び水洗を行う場合の使用水量(1日当たりの平均水量とし、立方メートル単位とすること。)を記載すること。
- (8) 「岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」については、予想される災害の態様及び範囲(土地の崩壊、亀裂又は陥没、騒音、振動、粉じん、飛石、廃土又は廃石の流出、汚濁水の流出等の態様とこれらの災害が及ぼす範囲)並びに

災害防止のためにとる措置(例えば、露天掘り採掘場における崩壊防止のための傾斜面の適正勾配、階段掘の採用、坑内掘による土地の亀裂又は陥没防止のための採掘跡の充填、支柱又は残柱の設置、汚濁水の処理施設等)について記載すること。「⑦採取跡における災害の防止のための措置」については、措置方法及び計画を記載するとともに関係する図面を添付すること。

- (9) 「採取する岩石の用途」については、「採取をする岩石の種類及び数量」の岩石の数量と整合を図ること。
- (10) 「表土又は廃土石の堆積の方法」については、堆積法のほか、堆積場の設置場所及び安定計算等について記載すること。
- (11) (10)の安定計算については、結果を記載するとともに関係する図面を添付すること。なお、安定計算によらない場合はその理由、傾斜面の勾配、堆積高等について記載すること。
- (12) 「脱水ケーキの処理の方法」については、堆積する場合には(10)及び(11)に準じて記載すること。
- (13) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

2 添付書類

(1) 採取場位置図

原則として1/50,000の地形図を用い、採取場の所在地及び採取場から県、国道に至るまでの砕石等の運搬経路を朱記すること。

(2) 周辺状況図

- ① 原則として1/5,000以上の縮尺の地図を用い、採取計画関連区域を朱線で囲むこと。
- ② 上区域の境界から、約300m以内の人家、公共施設、農地、河川、道路等を明示し、境界からの距離を記入すること。

(3) 採取場平面図(実測平面図)

- ① 縦横断測量の測点及び水準抗の位置を明示すること。
 - ア 原則として1/1,000以上の縮尺とする。
 - イ 水準抗は固定しておくこと。
 - ウ 等高線間隔は、原則として20mとする。
 - エ 測量年月日、測量者名を記入すること。
- ② 認可計画区域(事業区域)の範囲を朱線で囲むこと。
- ③ 認可期間中の採掘箇所(表土除去部分含む。)及び表・廃土石堆場、破碎選別施設、沈殿池、水路、汚濁水処理施設、場内運搬路、災害防止施設等の配置状況を記入すること。
- ④ 現況地形(等高線、既存ベンチなど)と認可期間終了時の地形(ベンチの造成状況など)の差異を明示すること。
- ⑤ 採掘跡地及び今認可期間中に実施する緑化の区域を明示すること。採掘跡地については採掘を終了した時期、他の事業者による採掘跡地の場合はその事業者名及び

廃止・承継の別を記載すること。

- ⑥ 廃棄物中間処理として併用する場合には、併用する部分(クラッシャーやベルトコンベアなど)及び中間処理施設としてのみ使用する部分(原材料や再生材の堆積場など)を着色して明示すること。

(4) 実測縦横断面図

- ① 原則として 1/500 以上の縮尺とし、当該認可期間中の採掘前及び採掘後地盤高を記入すること。
- ② 断面図は原則として 30m 間隔とする。最低 3 断面は取ること。

(5) 採石業者登録の写し

(6) 土地についての権原を有する書面

- ① 申請書の所有地の場合は、登記簿謄本(申請の 2 箇月以内発行のもの)
※相続等により移転登記済みでない場合は、取得が確実であることを証する書類等を添付すること。
- ② 採取場が①以外の場合は採掘契約書等の写しと登記簿謄本。共有地の場合で、代表者が契約したときは、代表者が一切の権限を有している書面。抵当権が設定されている場合は、抵当権者の同意書。

(7) 他法令関連書類

森林法、農地法、自然公園法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、他法令の許可証等の写し又は証明書、若しくは当該行政庁に提出した許認可申請書等の写し

(8) 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面

※なお、この書面は、北秋田市岩石採取計画認可事務取扱要綱第 3 条に定める添付書類をもってみなすことができる。

(9) その他参考図面

- ① 大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びその他関係法令による届出等の写し又は書面
- ② 認可計画区域内の各地番ごとの所有者名、地目及び地積を明示した公面図の写し
※公面上に採取場の区域を図示すること。
- ③ 沈殿池、水路等の設計書及び図面
※県が指定する採取場は、場内流出量、水路の流量計算書
- ④ 表廃土石堆積場が傾斜地にあり、危険な場所等には、土留施設の強度計算書
- ⑤ 認可を受ける採掘箇所、採掘跡地及び採取場(全体)面積計算書
※プラニメータによるものでもよい。また、破碎選別場、保全区域等は不要
- ⑥ 下記の写真(提出の 50 日以内に撮影)
 - ア 認可期間中の採掘範囲の標示方法
 - イ 測量時の水準杭(周辺の様子がわかるもの)
 - ウ 採取場全域、切羽、沈殿池、プラント等の状況がわかるもの
- ⑦ 業務管理者試験合格証の写し
- ⑧ 廃棄物中間処理と認可対象の施設を併用する場合には廃棄物処理施設技術管理者認定証の写し
- ⑨ その他、市長が認可手続き上必要と認めた図書等

岩石採取計画認可申請書 添付書類チェックシート 事業所名:			
番号	添付する書類・図面等	確認欄	
		申請者	市
1	採石業者登録通知書の写し		
2	採石業務管理者の合格証の写し		
3	岩石の採取権限を有することを示す書面 (土地所有者との契約書、同意書等の写し、登記事項証明書など) 契約期限に注意		
4	運搬経路に私道がある場合は、当該私道を通行する権限を証する書面(同意書の写しなど)		
5	公図面の写りに採取場の区域を色分けして図示したもの		
6	他行政庁の許可書等		
	(1) 林地開発許可書(又は申請書)		
	(2) 公害関係届出受理書		
	(3) 自然公園土石採取許可書(又は申請書)		
	(4) その他()		
7	採取場面積計算書及び関係図面(実測平面図 1/1,000程度)		
8	土石量計算書(表廃土、岩石量等) (申請する認可年数分)		
9	集水面積計算書及び関係図面		
10	沈殿池・排水路等の設計書及び関係図面		
11	雨水・場内水の排水処理系統図		
12	破碎・選別設備を有する場合は、破碎選別系統図		
13	破碎・選別工程で水洗を行う場合は、汚濁水処理系統図		
14	表廃土、脱水ケーキ等のたい積場の設計書・安定計算書及び関係図面		
15	採取跡地の面積計算書及び関係図面(実測平面図 1/1,000程度)		
16	写真 ※写真について、撮影位置、撮影方向を示す図面を添付		
	(1) 採取場の現況(切羽・ベンチカット・沈殿池等の状況がわかるもの)		
	(2) 測量の基準点(周辺状況がわかるもの) (基準点の番号)		
	(3) 採取場の 事業区域 の境界の標示方法 (基準点の境界杭、ポール等の写真)		
	(4) 採取場の 採掘区域 の境界の標示方法 (基準点の境界杭、ポール等の写真)		
	(5) 採取跡地の現況		
	(6) その他()		
17	図面		
	(1) 採取場の位置図(1/50,000) ※国道又は県道に至るまでの運搬経路を図示		
	(2) 採取場の周辺状況図(1/5,000程度)		
	(3) 採取場の平面図(実測図 1/1,000程度)		
	(4) 採取場の縦断面図・横断面図(実測図 1/500程度) ※申請する認可年数期間の計画地盤面を記載		
	(5) その他()		
18	その他、認可の審査に必要な書類		
	地質図		
19	(一社)秋田県採石業協会の保証書及び意見書		
20	現に秋田県知事の認可を受けて県内で5年以上、岩石の採取事業を行っている3人以上(砕石業者を1名以上含む)の連帯保証書		

※ チェックシートの数字に従ってインデックスを付けてください。

※ チェックシートの順番通りに添付書類を綴ってください。

注1) 添付書類及び図面を確認し、確認欄に○印を記載すること。

注2) 添付を必要としないものについては、確認欄に斜線をひくこと。

注3) 1～17に掲げる書類・図面等以外に、添付するものがある場合には、18に記載すること。

注4) 19と20の項目については、どちらか一方の書類を添付すること。